

電波行政の動き

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する
省令案に関する意見募集及び電波監理審議会への諮問

「登録対象無線局の拡大」

総務省は、登録対象無線局の拡大を内容とする電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）及び無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部を改正する省令案（以下「省令案」といいます。）を作成しました。

つきましては、この省令案について、平成17年（2005年）5月11日（水）から同年6月8日（水）までの間、意見を募集することとします。

なお、電波法施行規則の一部を改正する省令案については、5月11日開催された第895回電波監理審議会（会長 安田 靖彦 早稲田大学理工学部教授）に諮問しました。

1 改正の趣旨

無線局の登録制度は、他の無線局への混信を防止する機能を有する無線局について、その開設に係る事前審査を簡略化し、無線局の免許に代えて登録とする制度です。

このたび、空中線電力が10mW以下のPHSの基地局及び周波数ホッピング方式の2.4GHz帯構内無線局を登録対象無線局とすることを検討しており、この省令案を作成しました。

2 省令案の概要

省令案の概要及び、省令案は下記のURLを参照願います。

3 意見募集

(1) 意見募集期限

平成17年（2005年）6月8日（水）17時必着

(2) 募集方法等

御意見を提出される方は、下記のURLを参照願います。

なお、詳細については、http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050511_5.htmlを参照して下さい。

航空無線通信におけるHFデータリンクの導入に伴う規定の整備

「電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案に係る 電波監理審議会からの答申及び意見募集の結果」

総務省は、5月11日、電波監理審議会（会長：安田 靖彦 早稲田大学工学部教授）から航空無線通信におけるHFデータリンクの導入に伴う規定を整備するための電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案（以下「省令案」という。）について、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を受けました。

また、本件省令案及び関係告示案について平成17年3月23日から同年4月22日まで意見の募集を行ったところ、意見の提出はありませんでした。

本件答申及び意見募集の結果を踏まえ、関係省令の改正及び関係告示の制定を速やかに行うこととします。

1 改正の概要

我が国の航空無線通信において、HF（短波）帯で安定したデータ通信を可能とするHFデータリンクを導入するため次のとおり電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）及び無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の各一部の改正並びに関係する告示の制定を行います。

（1）電波法施行規則の一部改正

- （ア） 航空移動（R）※業務及び航空移動（OR）※業務について各業務の定義を定めます。（第3条）
- （イ） 航空移動（R）業務で用いるJ2D電波について、その周波数を搬送周波数をもって表記することとします。（第4条の3の2関係）

※（R）は（Route：航空路）、（OR）は（Out of Route：航空路外）の意味。

（2）無線設備規則の一部改正

- （ア） 航空機局の無線設備であって、J2D電波22MHz以下の航空移動（R）業務用周波数を使用するものの技術的条件を定めます。（第45条の11、別表第1号及び別表第2号）
- （イ） その他所要の規定の整備を行います。

(3) 新たな告示の制定

新たに航空機局の無線設備であって、J2D電波22MHz以下の航空移動(R)業務用周波数を使用するもののデータリンク層における信号の構成を定めます。

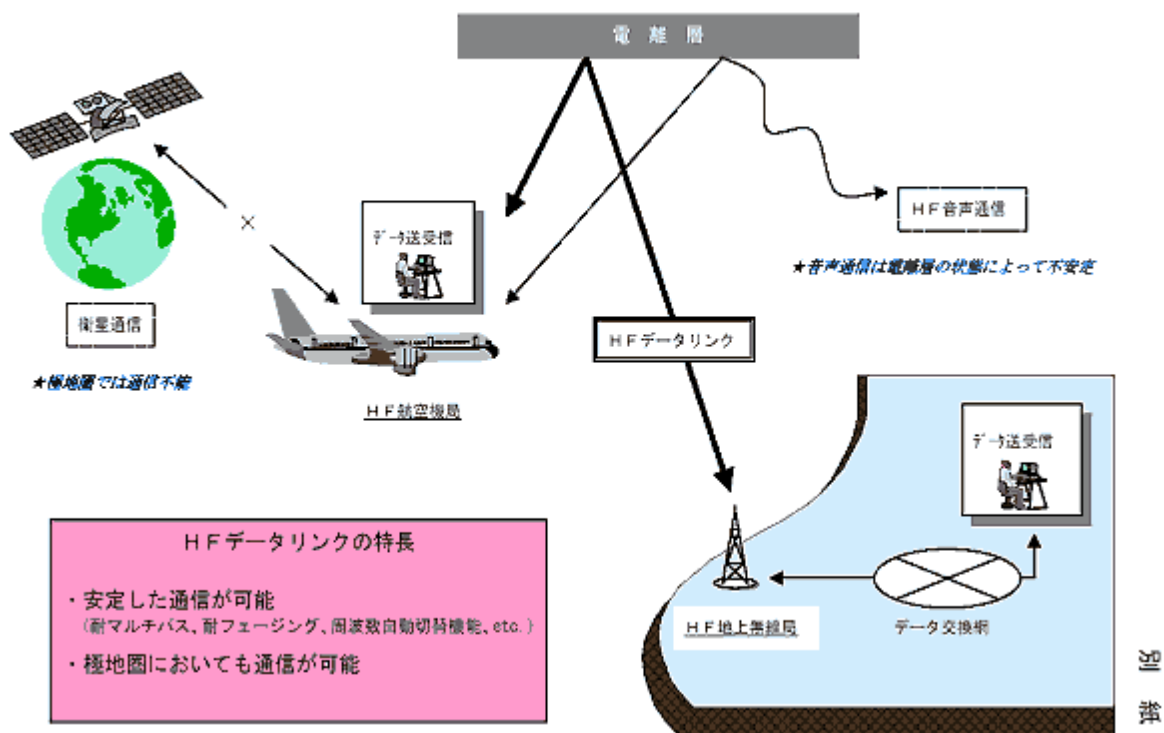
2 施行期日

本省令案等の公布の日をもって施行の日とします。

なお、詳細については、http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050511_2.html を参照して下さい。

※ 図をクリックすると拡大表示します。

航空無線におけるHFデータリンクに関する概念図



ARIBの動き

第107回業務委員会が開催される

第107回業務委員会が開催されましたので、その概要をお知らせします。

- 1 日時 平成17年5月11日(水) 午後2時から4時まで
- 2 場所 当会第2会議室
- 3 議事概要

(1) 事務局から、ARIB10年史の概要について説明があった。ま

た、ARIB10周年に伴う功労者選考の考え方について説明があった。

- (2) 事務局から、特定周波数終了対策業務について、平成16年度の給付金支給額及び平成17年度の給付金支給見込み並びに総務省予算と給付金支給見込みの差異及びその主な理由について説明があった。
- (3) 事務局から、アナログ周波数変更対策業務について、一般受信者向けの受信対策の状況、送信設備に係る給付業務の状況及び平成17年5月中に受信対策を開始する地域について報告があった。
- (4) 次回の業務委員会は、平成17年6月21日(火)午後2時から開催することとなった。

欧州電気通信の動き

仏携帯電話普及率、74.5%

【Les Echos,2005/04/26】

ART（仏電気通信規制機関）が4月25日に発表したところによると、2005年3月末時点の仏の携帯電話加入者数は4490万人で、普及率は74.5%になった。なお、2003年3月末は69.5%、2004年末は73.9%であった。

また、3月末現在のユーザーの63%は基本料金契約者（プリペイド・カードではない）。2005年第1四半期のショートメール（SMS）の発信数は32億通で、これは前年同期より7億通多い。ユーザー一人当たりの発信数は24.5通/月（前年同期20.5通）になる。

しかし、月に1度以上マルチメディア・サービスを利用するユーザー数は、前年同期比で0.7%の増加に留まった。一方、2003年6月に番号ポータビリティ制度が導入されたが、これを利用したユーザーは32万2600人になった。

専門用語・新語総合委員会、IT用語の仏語表現を勧告

【La Tribune,2005/05/06】

仏の首相付き専門用語・新語総合委員会が、「Wi-Fi」は今後フランス語では「ASFI=Acces sans fil a Internet（インターネット無線アクセス）」、「ホットスポット」は「zone ASFI=zone d'accès sans fil（無線アクセスゾーン）」と表現すべきであると決定した。また、「MMS（マルチメディア・メッセージ・サービス）」に相当するフランス語は「message multimedia」と定めた。更に、委員会は、「スパマー」について、正しいフランス語では撒き散らす人を意味する「arroseur（アロズール）」と表現する旨を官報に掲載した。

編集後記

新緑のいい季節になりましたが、“春紅葉(はるもみじ)”という言葉をご存知で

したか。春、若葉が色とりどりに芽吹き、木々が紅葉しているように見えるため、こう呼ぶそうです。物の本によりますと、若葉の頃は葉緑素がまだ少なく、木の葉の本来の色が強く出るためのようです。

ところで、ARIBでは先週は職員全員による箱根一泊旅行を楽しむことができましたが、確かに宿泊したホテル近くの新芽は、鮮やかな若緑だけでなく、赤みをおびたピンクであったり、少し黄緑かかったりと、いろんな色がありまして、まさに“春の紅葉狩り”を楽しむできた訳です。一方、女性人達の中には、30種、3千株以上の“つづじ”と“しゃくなげ”達が今は盛りと咲き競う、近くのホテルの庭園を探索したり、湖畔のティーショップで、ハーブティーやオリジナルケーキを楽しんだり、しばし都会の喧騒を忘れ、随分優雅な時を過ごしたようでした。

(編集子：SUM)

[ページの先頭に戻る ▲](#)